

労働教会史研究序説

三吉明

- 1 序
- 2 労働教会の成立
- 3 労働教会の活動
- 4 結

1

大正三年（一九一四）世界大戦の勃発は、日英同盟の拘束を受けて、わが国もまた対独宣戦布告を発し、中華山東及び南太平洋方面に出兵を余儀なくされた。

この第一次大戦は各国がヨーロッパに勢力を集中して、東洋市場が顧みられなかった、その間隙に乗じて、わが国は大いに漁夫の利を占め、一躍世界における重要な工業国となり、工場は戦前の約四倍に急騰し、その生産額は約七倍に達するに至った。大正三年には二一、八〇〇万円に過ぎなかったわが国の金準備が、大正九年（一九二〇）には一二四、七〇〇万円に急増した。いわゆる船成金を始めとする戦時景気となったのである。（注一）

しかし翌四年（一九一五）には対華二十一箇条要求とそれに伴う日貨排斥問題が起り、つづいて大正六年（一九一七）のロシアの共産革命に対処するため翌七年（一九一八）にはシベリヤ出兵が行なわれた。

一方労働者は労働強化と低賃金に、特に物価騰貴に苦しめられた。また米価が戦前の四倍に達したことから、米騒動が富山県に発生し、遂に全国に波及して、明治維新このかた、わが国が経験した最大の暴動化を呈し、阪神地方は一週間の無警察状態を現出した。

大正七年十一月、ようやく世界大戦は終結した。日本基督教会同盟はこれを見て、連合軍の勝利はデモクラシーの勝利であると宣言した。まだ十分な物的基礎をもっていなかった資本主義は急激に発展した投機のために、一時的なしかも不健全な繁栄を享受した結果、戦時中における企業拡大は、わが国はもちろんアメリカにも恐慌を巻き越した。

そのために破産、企業縮少と相つぎ、失業者の増大と政府の低物価政策が、わが国の農村の不況を一層深刻化した。これに反し、ロシア革命の思想的影響は、わが国の労働者を勇気づけ、資本主義社会の矛盾に対して、反抗を促したばかりでなく、労働組合運動に社会主義的色彩を帯びる端緒を開き、労農運動の活発化をもたらした。しかしその反面に世相は享乐的、頹廢的風潮を招き、社会不安を逃避しようとするものも現出するに至った。

このような激しい時代の推移の中にあつて、わが国のプロテスタント運動は、大正二年（一九一三）来朝したモット博士 (J. R. Mott 1865-1955) の各地における講演の影響によつて、全国協同伝道が翌三年から六年までの三年間継続事業として始められた。大正三年東京上野の大正博覧会伝道は、本伝道の白眉であつた。井深、植村、小崎、宮川、海老名、平岩の六元老が最後の奉仕と覚悟して活動し、各派が協力一致の実を挙げた。(注) 翌四年にはキリスト教協同伝道社会事業大会が催され、救世軍が東京中野に結核療養所を建て（大正五年）、また南洋伝道団が成立し、更

に基督教青年会はシベリア出征軍を慰問した（大正七年）。内村鑑三は中田重治、木村清松らと再臨運動をはじめたが（大正七年）、吉野作造は民本主義を提唱し（大正五年）、知識階級の間に行った思想的变化が、民主的傾向の促進と社会主義思想の普及とに役立ったことは極めて大きく、鈴木文治、片山哲、河野密、森戸辰男、赤松克麿、内ヶ崎作三郎らが中心となって活躍した。

なかでも工場法（明治四四年法律四六号）は大正五年（一九一六）になってようやく施行をみ、大正六年軍事救護法の公布に伴って、内務省にはじめて社会事業のための救護課が新設され、やがてそれは社会課となり、社会局となった。それにつれて精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法が公布され（大正八年）、友愛会は日本労働総同盟友愛会と改称され、労資協調のため協調会が設立、また大原社会問題研究所が開設された（大正八年）。

先に述べた恐慌もその後一時安定を取り戻しはしたが、大正十二年（一九二三）の関東大震災によって、今までの蓄積の大部分を吐き出してしまわなければならなかった。その上、昭和二年（一九二七）には金融恐慌に襲われ、更に昭和四年（一九二九）には世界大恐慌の激しい影響を受けたのである。

さて、ここでこのような激しい動きの中で、従業員の親睦的、生活向上に目覚めた実践活動が小企業のいわゆる町工場のなかで展開された、その一つの事実注目しようとするのである。即ちここに取り上げたのはキリスト教の危機とマルキシズムの導入と社会主義の芽生えという激しい動揺の時代にあつて、労働者の小集団が、いわば社会教育的意識と福利厚生你的生活向上という努力の発芽から始めて、やがてそれがキリスト教の信仰へと、その実践を深めていったという、それはささやかな事実である。滋賀県近江八幡市における「近江兄弟社」の活動にもみることができよう、当時の小工場のなかには、他にもまたそのような運動が取り入れられた工場も決して少くはなかったことであらう。

しかしながら資本主義の発展過程のなかでキリスト教が士族の末裔というエリート意識が、農村伝道から、次第に都市の労働者階層へと浸透していったささやかな事実を如実に示している。その意味において、これは貴重な記録であるといふことができよう。

しかも、工場管理運営の面について、人間関係の理論に立脚して、産業社会学的立場から、いわば工場の民主化が叫ばれている今日の時代において、それが四十年前に、工場経営管理と従業員の福利厚生の問題に関連して、信仰に結びつけようとした実験的試みは、労働者福祉の面のみならず社会小集団と宗教の問題からみても非常に重要な示唆を含んでいると思うのである。

本稿は、その意味における一つの事例研究としてとりあげたのであって、以下やや冗漫の謗を免れないが、広義の社会福祉活動が、宗教的団体活動へと発展成長した実証的分析研究への一つのアプローチといふことができよう。

注1 大正三年の実質賃金を一〇〇と仮定すると、大正五年に二〇五・一に上昇したが、大正六年には九八・四、さらに大正七年九二・三と急速に低下した。(末弘殿太郎著「日本労働組合史」)

注2 柳田友信著「日本基督教史」昭和三四年一月 聖書刊行会刊。

2

明治三十六年(一九〇三)東京銀座元教寄屋町の御木本真珠店は販売部を拡張して、斎藤信吉が販売主任となった。そして斎藤はアメリカのセントルイス万国博覧会に出品のため渡米し、その途次ニューヨークに御木本の代理店を定めて、明治三十八年(一九〇五)十二月に九カ月振りに帰国した。そして翌年十二月に御木本店は銀座四丁目三番地に移り、斎藤が支配人となった。

一方、明治二十年代から東京三田四国町に金銀鋳職かざりを営む市川源次郎の工場を譲り受けて、これを御木本金細工工場とした（明治三十九年）。齋藤支配人は工場監督となり、藏前高工校出身の図案家淵江寛が工場長となった。そして更に明治四十年（一九〇七）御木本幸吉は、これを麴町区内幸町一丁目三番地（現放送会館附近）へ移して附属工場とした。従業員は二十五名であった。藏前高工校教授小林豊造が工場長となった。

明治四十二年（一九〇九）齋藤信吉は、日英展覧会とベルギー、ブラッセル博覧会に出品のためヨーロッパへ行きロンドンに御木本真珠店の支店を開き、翌年一月アメリカを経由して帰国した。

齋藤は再度にわたる海外事情を見聞することによって、殊にイギリスにおける産業革命の歴史のあとを知るに及んで、今後の工場経営、職工教育に非常な関心を寄せるようになった。そして、その頃はまだ労働者という言葉は一般化していなかったが、これら労働者の品格の向上ということを痛感するに至ったのである。帰国早々に齋藤は大工、左官、ブリキ屋、炭屋、建築関係の職人達を集めて「発展会」なるものを組織し、自ら会長となってその指導に当たり、労働者の自覚反省に努力した。特にイギリスの実業家達の商業における道徳観念の高いこと、また工場労働者の紳士的態度に大いに感ずるところがあったからである。そのためには自ら先ず自己の人格を陶冶する必要を認め、わが国古来の武士道の精神や、また仏教の研究などをはじめたが、どれも満足することは出来なかった。しかし聖書を手にするに至ってようやく信仰を得るに至ったとその手記に記している。しかし世間から多くの誤解を招いたため、未だ所期の成果のあがらぬのに大正元年（一九一二）十月、ついにこの「発展会」は解散してしまつた。

その頃、御木本工場において「職工」という名称を改め「工員」と称した。その理由は明らかではないが人格尊重の趣旨によるものと思われる。既にヨーロッパの製作品に遜色なきものを作製し得る程になつたため、大正天皇戴冠式の御料品一切の調達に御木本店へ命ぜられたのである。しかし齋藤は大正二年、御木本真珠店支配人を辞して

漂然と沖繩県八重山へ行ってしまった。一身上の煩鎖からの脱出であったことは、その手記によって明らかである。そして斎藤は大正四年、那覇市にキリスト教会を設立した。更に京都同志社大学神学部に一カ年聴講した。聴講を終ると再び上京、御木本真珠店本店へ入った。(註一)

第一次世界大戦は、成金景気をあふつて、寶石、貴金属商には非常な好景気を齎したが、終戦がやがて恐慌を招くに至ったことは前述の通りである。

大正八年(一九一九)二月、御木本工場において工員等は数名の交渉委員を挙げて待遇改善、経営刷新の要求を行った。本店の池田支配人は工場長黒田秀太郎を絶対に支持して、全徒弟を解雇もやむなしとの決意を示し、非常に険悪なる事態を呈した。かくして、二月十一日(紀元節)の祝日を期し、工場長排斥、工場制度の刷新、従業員改善、その他の要求を掲げて全従業員は結束し、完全罷業を貫行したのである。

その結果、従業員側の要求は悉く承認されて、黒田工場長は退職し、三月一日より斎藤信吉が新たに工場長として就任した。

御木本貴金属工場は、再び騒動の起ることを警戒して、工場長のもとに諮問機関としての委員会を組織し、工場長の独裁を排して、すべて労資の協調制が採用され、直ちに工場規則の大改革が断行された。即ち斎藤は工場の大家族主義を標榜して人格の尊重、権利義務觀念の確立、労資相互の信頼を提唱し、従業員の福利増進に専念するとともに人類愛、相互扶助の精神を鼓吹し「保全会」なるものを組織した。今日の慶弔禍福に対処する職員共済制度の実施である。

そのことは工場内の気風を一新し、従業員に清新の気を涵養するのに大いに役立った。更に斎藤は「工場心得」を発表し禁酒禁煙を奨励して、その実行機関として「幸生会」なるものを組織した(大正八年四月十八日)。(註二)

しかしながら禁酒禁煙の実行は、従業員にとっては決して容易なものではなかった。もちろん、その実行のために強制的手段がとられた訳ではなかったが、到底実行困難なりとして、工場を去る者さえあった。

齋藤は工場長就任以来、毎日曜日の午前十時より一時間の作業時間を割いて従業員一同参集し、自ら日曜講演会を催した。当時の工場は従来の慣行に従って休日は毎月一日、十五日、二十五日（半休）の二日半であったため、日曜日の作業時間を割くこととしたのである。大正八年六月からは毎月第一、第三の日曜日を休日とし、第二、第四の日曜日は作業を正午までの半休と改めた。当事の町工場としては劃期的なことであった。

やがてこの日曜講演会は更に進展して、毎日曜午後一時より京橋区木挽町の京橋キリスト教会堂を借り受けることとなった。ここにおいて同年六月一日「東京労働教会」なるものを設立し、その綱領、会則を定めたのである。

その年の四月から、牧野虎次（註）は内務省囑託として社会局に出勤していた。この東京労働教会の設立には牧野の協力指導に負うところが大きく、日曜講話には吉野作造、北沢新次郎らが招かれていた。しかし工場内従業者には工場内のキリスト教化することに反対する者もあつたばかりでなく、発会式当日には警察官教名が張込むという状態であつたのである。しかし齋藤は自ら労働教会の主事となり、かつて沖繩において親交のあつた比嘉静観を那覇より迎えて教会を牧させた。このような熱心な指導の結果、同年末には従業員のうち立木辰五郎ら三十四名が本郷教会野口末彦牧師より受洗をするという程の発展を示したのである。

御木本工場においては更に、従来の徒弟なる名称を廃して「練習生」と称し、その練習年限を四年と定めるなど（大正八年三月）、大いに模範工場たらしめんとする意欲を示したのである。また工場法（大正五年施行）に率先して、御木本工場は大正九年（一九二〇）一月より毎日曜を全休とした。そのために労働教会の諸集会を工場内に移し、食堂の一部を改築してその利用に供した。同年六月には労働教会機関誌「火の人」を月刊し、牧野虎次は日曜の礼拝のほ

か、毎週木曜の夕刻より聖書講義を担当した。当時の日曜礼拝には留岡幸助、山室軍平、渡瀬常吉、沢村重雄、久布白直勝、田子一民、今井兼寛、本間俊平、田中竜夫、小平国雄、栗原基、日匹信亮、大久保直一郎、小川実也、林ふく、などが招かれて講話をした。

大正十年（一九二一）時の内務大臣床次竹次郎は田子社会局長、滝秘書官を随えて、御木本貴金屬工場を視察した（七月六日）。当時の御木本工場は工員一〇〇名の大工場となっていたのである。

労働教会の理想とするところは、先ず労働者の教養機関を組織し、人格的基礎の上に築かれる労働組合を設けて、労働問題の根本的解決に資せんとしたところにあつた。かくして、御木本工場はキリスト教主義による工場の観を呈するまでに至つた。もちろんそれには工場長齋藤信吉の尽力によるところが極めて大きい。しかしそればかりではない。従業員の多くは労働者としての自覚を高めるとともに、キリスト者としての新生を喜び、信仰的成長を示したものであつて、ここに労働教会の重要な意義が認められるのである。

大正十年、鈴木文治の率いる労働総同盟友愛会（明治四五年創立）の神戸支部長賀川豊彦は、神戸川崎造船所の大争議を指導し三万人の労働者のために立つたが、争議半ばにして投獄され、争議は敗退した。^{〔註〕}このことが齋藤信吉に非常に大きな影響を与え、ついに工場長を辞任し（大正十年九月）神戸へ転じた。比嘉静観もまた南満洲鉄道株式会社（大正十年十月）。それぞれに新たな使命によるものであつた。翌年五月には牧野虎次もまた南満洲鉄道株式会社会課長として大連へ転動となり、代つて労働教会は遊佐敏彦^{〔註〕}の指導を受けることになつたのである。その頃既に御木本工場の青年層のなかには、中西伊之助らの影響から次第にマルキシズムに走るものも生れつつあつた。

かくして大正十二年三月労働教会の大改造が行われ、遊佐敏彦を中心とする三十四名の熱心なる団体が組織され、更に熱心なる青年は「靈生会」なるグループを結成するなどして、同年七月ついに労働教会は工場を離れて独立し、

その第一回の総集会を戸山ヶ原において家族ぐるみの野外礼拝を行うに至ったのである。しかるにその後間もなく九月一日の関東大震災が突発した。御木本工場もまたかなりの影響を受けるに及んだ。同年十月九日ついに御木本貴金屬工場は解散するに至ったのである。市川工場以来実に十八年間、業界においても特異な発展をつづけて来たその歴史の幕をここに閉じることとなったのである。しかもこの年には日本共産党検挙事件、甘粕事件、亀戸事件、朴烈事件などが続発し、労働運動の左翼化が著しくなった。

しかし既に御木本工場を離れていたとはいえ、労働教会の会員は悉くがその工具、あるいは練習生であって、今やここに完全失業者となつて路頭に放置されるに至つたのである。労働教会の苦難の歴史は実にごこから始まるのである。教会員はいよいよ同志的結合を堅くし、特技を生かして徽章、メダルの製造販売を共同で開くもの、印刷技術の習練に工場に住み込み、のちに労働教会事業部を経営するなど、古代キリスト教会の大家族主義、共産生活にも似た自立自営の努力の奮闘が展開せられた。爾来今日に至るまでおよそ四十年、遊佐敏彦を中心指導者として幾多の変遷をつづけながらも継続して礼拝が守られてきている事実はまことに特筆すべきことであらう。そのことについては更に稿を新にして記すこととならう。

注1 斎藤信吉述「新日本と新産業」

注2 野川喜太郎編「回心録」昭和十三年 労働教会刊

注3 牧野虎次は明治四年七月滋賀県に生れた。京都同志社に学び北海道集治監の教誨師となったが、のちニール大学において神学、社会学をおさめた。昭和八年留岡幸助の家庭学校の二代目校長となったが、のち母校同志社の総長となり、多年の社会事業の功勞により監製褒章を受け、現在京都名誉市民におされ九十二歳で京都に健在である。

注4 横山春一著「賀川豊彦伝」昭和三四年 警醒社刊

注5 遊佐敏彦は明治二十一年五月仙台に生れた。明治学院神学部を卒え神戸の賀川豊彦に協力し、のち東京地方職業紹介事務局長

に就任した。三井報恩会、鉄道弘済会など多年の社会事業の功勞により監綬褒章を受けた。現在明治学院大学教授。

3

大正五年、わが国においてはじめて施行された工場法は「常時十五人以上の職工を使用するもの」及び「事業の性質上危険なるもの又は衛生上有害なるもの」に限定せられており、小工場の多いわが国においては、工場法の適用によって保護を受けない労働者の数が、かなり多かったのである。大正十二年に改正されるまでの同法の大要を示すと

- 1 最低年齢制限は十歳となっている
- 2 労働時間制限深夜業の禁止、休日休憩時間の強制は十五歳未満のもの及び女子に限られて一般成人男子については何らの規定もない

- 3 危険防止、安全衛生に關しても十五歳未満のもの、また女子について就業制限を規定した
僅かに二十五カ条の極めて簡単な小法律ではあるが、制定までには約三十年を経て、稿を改むこと実に百數十回に及んだのであった。(註一)

この工場法と比較して御木本工場の場合をみることは興味深いものがある。即ち御木本工場においては、工場長の指名した経営者側委員三名、従業員代表三名を選び、ほかに評議員六名をもって労働時間、賃金、工場施設、作業状態等について協議を行うこととした。その第一回議題（大正八年三月三十一日）は次のようなものであった。

- 1 練習生の練習期間を一カ年短縮して四年とすること
- 2 練習生終了祝賀会の件
- 3 新工員の給料を幾何とすべきか

4 工場記念日を如何に守るべきか

5 大祭祝日には早退（午後三時限）とすること

6 工員の動作、態度を如何に指導すべきか

7 作業服の着用を奨励するため工場よりその半額を補助する件

即ちこの議題からみても労働条件についてかなり広般な協議がなされていることを知ることができる。

更に大正九年三月から週給制を実施した。これは実に括目すべきことである。即ち従来は日給制を実施し、欠勤の場合はもちろん、遅刻の場合もその時間に依りて給料を差引れていた。これに反して週給制は一週間内に一日たりとも出勤した以上はその期間の全給料を支給する。但しその週間全日に亘る場合は賃金を支給しないというのである。

賞与は毎年六月及び十二月の二回に普通賞与と特別賞与とを給与した。従来は賞与は一回一人平均一週間分であったが、漸次増額して大正九年六月より毎回四週間分（一人平均約六十円）となった。

更に精勤賞という制度を設け、一カ月皆勤に対しては

通 勤 者 金貳円

寄宿舎在住者 金壹円

の精勤賞を与えることとし、六カ月間皆勤者には外に六カ月分を与えることとした。規定によれば従業者は出勤の際には各自に出勤表に捺印することとし、その出勤表は毎月末にこれを掲示して給与することとした。大正九年五月から翌年四月までの一年間に精勤賞総計は一九九人に達している。

給与については、最低基準制を実施し、工員初任給週給九円と定めた。当時の最高週給者三十円、全工員平均給十五円で、他同業種工員との比較をする資料に乏しいが、週給制実施前の平均日給一円四十五銭に較べれば、約七割強

の増額となっており、現存する当時の工員達は自分達が優遇されていたことを認めている。

労働時間については従来十時間半、実労働時間は九時間四十分となっていたが、大正八年六月から、出勤時間十時間、実労働時間を九時間と改訂し、翌年一月からは更に一時間の短縮を行い、一週四十八時間制が実施されたのである。また七月二十五日より八月二十八日まで作業時間を午前中とし、午後は休み、この休暇を利用して夏期講習会を開き特に専門講師を聘して労働問題に関する研究を行い、工員の知識啓発に資したのである。

午前七時三十分 朝拝講堂集合

讚美歌、聖書朗読、感話、祈禱

午前七時五十五分 作業場着席

午前八時 始業

正午 食堂に集合、昼食

十二時五十五分 作業場着席

午後一時 始業

午後五時 終業、感謝黙禱

従来徒弟と呼んでいた名称を練習生と改めたばかりでなく、その補習教育を一週八時間とし、毎夜六時より八時まで、月曜生理衛生、理科、火曜英語、水曜西洋史、音楽、木曜聖書、金曜凶家装身具、と定めてそれぞれ専門家を聘して実施した。この補習教育に要する経費一切は工場の負担とした。また練習生の採用は尋常小学六年卒業以上のものとしていたのを、高等小学卒業（年齢十五歳乃至十六歳）のもののみを採用することに改め、その練習年限を四年に短縮したのである。

このような工場の諸制度刷新の結果は、工員及び事務員とも一般に修学、研究を志望する者も多くなり、工員、事務員で夜学に通学するもの、日曜講習会に通うもの約二十名、講師を招聘して英語研究をなすもの十数名に及び、その結果工場従業員の八割は何等かの研修に励み工場即学校の親を呈するほどになった。

工場には三棟の寮舎が接続しており、独身従業員及び練習生七十名を収容し、講堂及び倶楽部、図書室、運動場の附属設備を有し、すべて寮生自身の自治によって運営された。食堂は朝夕各約七十名、昼は約百名で、炊事専任者四名がこれに当った。食堂の出入及び食事中は礼儀、秩序を守るため昼食は必ず全員着席の上、工場長もしくはその指名者の食前の感謝を捧げたのち、一同箸をとることとし、工場長はじめ従業員が同じ食卓につくことは当時の工場管理としては重要な効果があったと思われる。従来は麦飯を用いていたが大正十年一月より玄米食を用いている。

寮の附属図書館も、全従業員に非常によく利用せられていた。

また工員に対する退職又は死亡の際の退職慰労金の支給規定ができた。それによると十年以上の勤続者には退職当時の週給を六日分として日給十八日分を一年とし、勤続年数に加算支給した（十年は百八十分）。なお三年以上は一年十円の割、四年以上は一年十五円の割、七年以上十年までは一年二十円の割として支給する。なお勤続二十五年に達したときは百円以上の金品を贈って表彰するほか、毎月一回の公休日を与えることにした。

このほか工場従業員の懇談会、土曜会、寮友会、工場婦人会、あるいは運動会などの娯楽慰安の各種集会を開き、更に家庭訪問係二名を選定して、本人又は家族に疾病、事故ある際に親しく家庭について慰問を実施した。また従業員の医療費は従来工場と本人とが半額宛負担となっていたものを、大正九年四月から全額工場負担とした。

この工場は貴金属、宝石類の装身具工場のため、材料としては黄金、白金、真珠、ダイヤモンド、エメラルド、ルビーなどの宝石類を多数取扱うため、これらの製品、材料の授受については、かなり厳格な扱いをするのであるが、

従業員の人格を尊重し、あく迄も責任、義務の觀念に信頼をおき、むしろ寛大な取扱いをすることによって、却つて工場の能率の増進と製作品の統一の上に好結果を齎したと報告されている。(註)

我工場が改革以来、茲に二箇年を経過せんとするに際し、予は微力乍ら之を工場長の任を受けたる責任上、各種の報告書類及び統計材料を調べて工場主に報告する光榮を得る次第である。

我工場は時運に先んじて従業員一同の人格を尊重し、彼等の待遇上、施設百般の改善を実施し、昇給制度、最低賃金制、賞与金制を改定し、同時に退職金慰勞金規定、共済保全会の設定、日曜日全休、八時間労働の実行、週給制度等の実施を断行し来たつたのである。その外に倶楽部、食堂、浴室、図書室、室外運動場、寮舎の改善等、精神的にも、物質的にも幾多の改革を実行し来たことは、動もすれば紛糾を免れ難き、我国工場界において、いざさか誇るに足ると信ずる次第である。

斯る工場側の眞の温情主義の実行に対し、従業員側はひたすら生産能率を増進せしめて酬ゆる処あらざるべからずとなし、各自に義務責任の自覚を發揮し、そのたしなむ所の酒、煙草を嚴禁し、大いに良成績を挙ぐべく努力し来たのである。

かくて大正八年下半年より大正九年上半期にわたり、やや好成绩を挙げ得たるも、大正九年下半年より財界の不況につれ、予期の成績を挙げ得なかつたことは甚だ遺憾とする処である。しかしながら従業員一同は益々品性の修養と、技術の練磨とに勉め、益々理想の實現を期せんとしておることは疑うべからざる処である。

此間において工場主が総て改革の要領を是認せられ、かかる実績を挙げしめられたるは、従業員一同の感佩おく能わざる処である。ここに予は過去二箇年間の経験に徴し、自覚せる労働者と自覚せる資本家と両々相對して、労資協調の目的を達することが出来るという実証を見たことは、眞に感謝に堪えない処である。

大正十年二月二十六日 工場長

このように工場長斎藤は、工場の革新に努める一方、従業員に対しキリスト教の伝道という態度をもって接するようになった。

労働教会の綱領及び会則は次のようなものである。

綱領

- 一、父なる神を信じ、行為の標準を基督に則るべし
- 一、労働神聖の旨に従い、社会と同胞に奉仕すべし
- 一、権利義務の觀念を明にし、自治の精神を養成すべし
- 一、旧來の陋習を打破し禁酒禁煙の実行を期すべし
- 一、生活の本拠たる家庭を整へ、一夫一婦の良風を馴致すべし

会則

- 第一条 本会は労働教会と称す
 - 第二条 本会は本部を東京市におく
 - 第三条 本会は本会の主旨を達せむため左の会合をなす
 - 一、日曜礼拝及講演
 - 一、聖書講義
 - 第四条 本会々員は本会の綱領規約を遵奉するものとす
- 但し洗礼を了したるものを正会員とし洗礼を了せざるものを準会員とす

第五条 本会に入会せんとする者は会員の紹介により役員に申込むへし

第六条 本会々員は日収四分の一以上を会費として毎月醸金するものとす

第七条 本会に左の役員を置く

講師

主事

人事係

庶務係

会計係

第八条 本会の仮事務所を東京市麴町区内幸町一丁目三番地御木本貴金属工場内に置く

このような簡単なものであったが、その行間に当時の世相を窺い知ることができると同時に従業者の熱意を感じる
ことができる。そして、大正八年十二月十四日に、立木辰五郎ら三十数名の受洗者を出したことによって、恰もキリ
スト教主義による工場の観を呈するに至った。

もちろんこれは工場長としての斎藤の力によるところではあるが、一方労働者としての自覚とキリスト者としての
新生の喜び、信仰的成長を示したものであって、ここに労働教会の重要な意義があるという事が出来る。

立木辰五郎はその日誌に

「自分は去年十二月十四日に洗礼を受けて新生涯に入って始めての一月であるので、本年より日記を書く事を実行す
る決心をした。何卒この信仰によりてすべての者を能き心で見、また能き心を持って考へて行く事を忘れず実行す

る事に勤めたい。益々深き信仰に入る事の出来る様に祈る」(大正九年正月 原文のまま)と書いている。

一 工員に過ぎなかつた立木が、時に臨み、事に触れてその信仰の体験を人々に語って信仰の勧めをし、兄弟会と名づける茶話会を自宅において毎月一回催し、彼の弟妹達にも入信をすすめたことが日誌にもみられる。

また特に禁酒の勧めには熱心で、日本国民禁酒同盟へ入会、禁酒運動に参加し、評議員に選ばれ、いわゆる生粋の江戸ッ子職人氣質の立木が、斗酒を嗜んだと言われているだけに、その転向振りの激しさには多くの同輩も驚嘆したようである。殊に未成年者飲酒禁止法の貫徹デモに参加し、あるいは花見時に飛鳥山へ救護班員として泥酔者の救護にも奉仕するなどの熱心さであった。

斎藤が工場長を辞任したのは、工場員の自治に一任され、本店から二名、工場から二名計四名の委員によって工場管理が行われた。まことに劃期的な革新工場であったことを如実に示すものといふことができる。

しかも時勢は次第に不況へ転落しつつあり、御木本本店の営業成績は工場の整理縮少へと進みつつあった時でもあり、工場従業員達の努力が真剣なものであつたらうことが想像されるのである。

その反面、労働運動の激しさは、労働者の自覚を高めると共にキリスト教から離脱する者もあつた。かくして信仰を求める一団は工場内の枠を離れて、真のキリスト信者、求道者としての生活に徹しようと努めるようになっていった。たまたま労働教会創立第五年目を迎えようとするにあたって、この一団は大正十二年七月、工場を離れて戸山ヶ原に家族ぐるみの盛大な野外礼拝を行った。即ち遊佐敏彦を中心指導者として一個の独立した教会集団がここに結成されるに至つたのである。しかしその構成メンバーは悉く御木本工場の従業員及びその家族だったのである。しかしその喜びも短くそれから僅か数十日にして工場の解散という最悪の事態に当面した。そしてこの悪条件のなかにおい

でも、労働教会員一同は一層その結合を固めて対処していったのである。

注1 岡実著「工場法論」 大正二年十月 有斐閣刊

注2 「新しき工場経営法」 大正十一年一月 内務省刊

4

以上わが国の労働界、思想界が混沌としていた動揺の時代、しかも工場法が施行されて、労働者保護の社会政策がその緒についた当時において、いわば工場管理の点では遙かに幼稚とみられる小企業の街の手工業の工場のみで、これらの社会政策基準を遙かに越えるところの革新的工場経営が断行されたということは、非常に興味ある多くの示唆を含んでいる。しかも工場長と工員との合理主義に基く工場運営の基盤としてキリスト教が摂取されたということは、いわば最も封建的階層と考えられた江戸ッ子気質の職人階級であるだけにまことに興味深いものがある。特に工場内部の同僚間の親睦的な福利厚生改革がやがて労働者意識を高め、信仰の同志的結合団体へと成長していったことは注目すべき点ではなからうか。もちろん工場長の指導者としての努力や配慮があり、よき協力者、指導者として牧野虎次や比嘉静観から遊佐敏彦、米沢尚三らへと引継がれていった。そのことが労働者としての自覚と同時に、信仰においても一個の独立人格として、それぞれに生涯変ることのない信仰を把握した三十余名の受洗者、或いは多くの求道者を輩出し、しかもそれが時代の変遷のなかに四十年後の今日まで生長しているということにも併せて関心を寄せる理由があるのである。

工場経営という点においては、当時の世相からみるときに余りにも時流とかけ離れる程に、前進し過ぎていたのではなからうか。そのことが却って周囲とのバランスを崩し、経営者を硬化せしめ、恐慌に耐え切れなく、ついには最

悪の事態であるところの工場閉鎖という決断をなさしめ、いささかその終局を早める結果となった、と認められない訳でもないのである。

また前述のようにキリスト教による民主的発展が、一部の者にはキリスト教の微温的な雰囲気には飽き足らずして社会主義思想、革新的労働運動へ進むものをも輩出した。いわば若き工員達の正義感が、その方向へ進まずにはおれない情熱を起させたことも、これらの記録のなかに察知されるのである。

ともあれキリスト者であるということは、そのエリート意識を工員達が内面意識のなかに蓄積することによって、新時代の建設的役割の担手としての役割意識と結合することによって、それが小規模な町工場でありながらも、社会事業行政機関であった内務省をして、大いにその成果に注目せしめたのであつたらうと思われる。即ち労働者の自覚を培った基盤としてキリスト教があつたことの意義は認めない訳にはいかならないと思うのである。

以上